

神奈川県薬物濫用防止条例の概要

【目的】（第1条）

この条例は、薬物の濫用の防止に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、薬物の濫用の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めることにより、薬物の濫用の防止を図り、もって県民の健康及び安全を確保するとともに、県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的としています。

【県の責務】（第3条）

関係機関や団体と連携、協力した施策の総合的かつ計画的な推進

県民総ぐるみの
濫用防止運動

【県民の責務】（第4条）

知識と理解を深め濫用防止に努める、
県の施策への協力

基本的な施策

【推進体制及び基本的な施策】（第5～9条）

推進体制を整備し、調査研究の推進、情報の収集と提供、教育や学習の推進を行います。

具体的な規制

【知事指定薬物】（第10～11条）※

保健衛生上の危害が発生するおそれがある薬物を、県として独自に指定します。

【製造等の禁止・制限】（第12～13条）

知事指定薬物に指定すると、医療等の用途を除き次のことが禁止、制限されます。

- ・ 製造、栽培、販売、授与、所持、購入、譲り受け、使用の禁止
- ・ 使用場所の提供、あっせんの禁止
- ・ 広告の制限



違反

【罰則】

（第21～25条）

禁止、制限行為への違反、立入調査や検査命令等への拒否に対しては、罰則が科せられます。

【立入検査・検査命令等】（第14～18条）

知事指定薬物の取扱いやその疑いがある場合は次のことを行います。

- ・ 店舗等への立入調査、物品の検査
- ・ 違反する場合の警告、疑いのある物品の検査命令と当面の販売禁止命令
- ・ 緊急時の勧告***
- ・ 警察職員による立入調査

拒否

最大2年の懲役
最高100万円の罰金

施行期日 平成27年4月1日

（具体的な規制のうち知事指定薬物※と緊急時の勧告***以外の施行は、平成27年6月1日）